

原議保存期間	5年(令和13年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	5年(令和13年12月31日まで保存)

生 企 甲 達 第 1 3 号
令 和 8 年 3 月 6 日

関係所属長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

風俗営業等事務処理要領の改正について（通達）

対号 令和3年2月25日付け生企甲達第29号「風俗営業等事務処理要領の全部改正について（通達）」

この度、風俗営業等事務の適正な運用を図るため、別添のとおり、風俗営業等事務処理要領を全部改正したので、事務処理上、遺漏のないようにされたい。
なお、対号は廃止する。

別添

風俗営業等事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「政令」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号。以下「府令」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）、石川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年石川県条例第48号。以下「条例」という。）、石川県警察関係手数料条例（平成12年石川県条例第27号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく不利益処分の基準等に関する規程（平成16年石川県公安委員会規程第2号。以下「不利益処分規程」という。）、石川県公安委員会事務専決規程（昭和39年石川県公安委員会規程第1号）、石川県公安委員会公印規程（昭和52年石川県公安委員会規程第2号。以下「公印規程」という。）、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に基づき、風俗営業、特定遊興飲食店営業、性風俗関連特殊営業及び深夜における酒類提供飲食店営業（以下「風俗営業等」という。）に係る許可、承認又は認定（以下「許可等」という。）若しくは届出その他の事務処理要領について必要な事項を定めるものとする。

第2 風俗営業等の事務処理に係る留意事項

1 用語の定義

- (1) この要領において「遊技機」とは、法第2条第1項第4号のぱちんこ屋その他政令第8条で定める営業の用に供する遊技機をいう。
- (2) この要領において「事務所」とは、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業又は無店舗型電話異性紹介営業に係る営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所）をいう。
- (3) この要領において「主管課長」とは、警察本部において、風俗営業等の許可等事務を主管する課（以下「主管課」という。）の長をいう。
- (4) この要領において「業務集約警察署」とは、許可等事務の一部業務を警察本部へ集約している警察署をいう。

2 申請書等の提出部数等

- (1) 申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）並びに添付書類の提出部数は、別途法令等に定めがある場合を除き、正本1通である。
- (2) 添付書類は、遊技機の検定申請においては6か月以内、その他のものは過去3か月以内に作成されたものとする。
- (3) 手数料
 - ア 対面による申請又は届出の場合
石川県証紙で納付させること。

イ 警察行政手続オンライン化システムを利用した申請又は届出の場合
石川県電子申請システムにより納付させること。

3 規則第1条に基づく同時申請又は同時届出の特例

- (1) 営業所ごとの申請書等の記載状況及び添付書類の有無について確認すること。
- (2) 申請又は届出ごとに手数料を徴収することとなるが、申請に関しては2件目から手数料が減額される場合があるので注意すること。
- (3) 添付書類は、正本1通の提出で足り、写しも不要であるので留意すること。
- (4) 同時申請又は同時届出により、県内のほかの警察署管轄区域の営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）に係る申請書等を受理した場合は、当該営業所等を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）へ、申請書等の正本、添付書類及び身上調査結果の写しを送付すること。
- (5) 所轄警察署長は、必要な審査を実施し、許可等に係る申請の場合は、その適否を判定して上申手続をとるものとし、必要があれば申請者に直接説明を求めるなどの措置をとること。

ただし、業務集約警察署については、審査を主管課で行うので、書類に不備がないか確認し、必要があれば訂正させた上で受理した後、主管課に申請書等を送付すること。

4 府令に基づく添付書類の簡素化

次の場合は、添付書類の一部の提出が不要となることに留意すること。

- (1) 石川県内の風俗営業又は特定遊興飲食店営業に係る許可を現に有する営業者が、新たに同種営業の許可申請をする場合
- (2) 石川県内の店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業又は深夜における酒類提供飲食店営業に係る届出済みの営業者が、新たに同種営業の開始届出をする場合

5 営業者台帳の管理と営業実態の把握等

- (1) 所轄警察署長は、風俗営業等の許可又は開始届出ごとに、その営業種別に応じた営業者台帳（別記様式第1号から第4号。以下「台帳」という。）を作成し、以後、変更があった場合は、営業者台帳続用紙（別記様式第5号）に必要事項を記載して管理するものとし、廃業後は「削除台帳」に編てつし、ファイル基準表に定める期間保存しておくものとする。

ただし、業務集約警察署については、台帳の作成のみ主管課で行うので、以後の変更等の管理を行うものとする。

- (2) 管轄区域内の営業者について、営業種別ごとに電子データによる一覧表を作成し、管理すること。ただし、最低限、次の項目を網羅したものとし、それ以外の項目が登録されていても支障がないものとする。

ア 営業種別

イ 許可年月日（開始届出年月日）

ウ 許可番号（届出確認書番号、一連番号）

エ 営業所等の名称及び所在地（無店舗型性風俗特殊営業の場合は、名称に代えて
広告又は宣伝に使用する呼称並びに客の依頼を受けるための電話番号等）

オ 営業者の氏名（法人の場合は、法人の名称及び法人代表者の氏名）

カ 管理者（統括管理者）の氏名

キ 返納年月日（廃止届出年月日）

- (3) 許可証の交付時又は営業開始届出の受理時に、廃業時には許可証を返納する義務があること又は廃止届出義務があること及び変更事項が生じた場合には変更届出義務があることを営業者に確実に教示し、必要な手続のないまま所在不明又は音信不通となる事案の絶無を期すこと。
- (4) 既存の営業許可又は営業開始届出状況を確認し、営業実態の無いものについては許可証の返納又は廃止届出を指導するなど、管内の営業実態を正確に把握すること。
- (5) 特に、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業又は無店舗型電話異性紹介営業については、営業所がなく、外観から営業実態が確認できないことから、定期的な事務所への立入りや電話確認等により、営業実態の有無を把握すること。

6 許可証等の作成

- (1) 風俗営業又は特定遊興飲食店営業に係る許可証、特例風俗営業者又は特例特定遊興飲食店営業者に係る認定証、相続又は法人の合併若しくは分割に係る承認通知書及び遊技機に係る認定通知書並びに性風俗関連特殊営業に係る届出確認書（以下「許可証等」という。）は、主管課長が作成して所轄警察署長に送付し、所轄警察署長が申請者又は届出者に交付するものとする。
- (2) 構造、設備又は遊技機の変更に係る承認通知書については、所轄警察署長が、公印規程に規定する公印のうち、「石川県公安委員会印」（第5号）を使用して作成し、申請者に交付するものとする。

ただし、業務集約警察署については、承認通知書の作成を主管課で行い、警察署長の決裁を受けた上で申請者に交付するものとする。

第3 風俗営業

1 許可申請の受理

(1) 許可申請受理時の留意事項

申請に係る営業所の所在地が、条例に規定する営業制限地域に該当していないか最優先で確認（同時申請で県内のほかの警察署の管轄区域の営業所に係る申請書を受理する場合は、当該営業所の所轄警察署長にも確認）すること。

さらに、申請者に対し、当該営業所の所在地が営業制限地域に該当していないこと、申請者が法第4条第1項各号に規定する許可の基準に抵触していないこと及び当該営業所の構造設備が規則第7条に規定する技術上の基準に適合することを確認し、そのいずれかに抵触する場合は、許可できない旨及び手数料の返還ができない旨を告げること。

(2) 移動風俗営業に係る許可申請の受理

出発地を管轄する警察署長が受理するものとする。

(3) 滅失営業所に係る許可申請の受理

法第4条第3項に規定する各要件に該当していないか確認し、通常の新規許可の手数料に加算額があることに留意すること。

2 許可申請書の記載に係る指導要領等

(1) 許可申請書

ア 住所及び営業所の所在地等については、地番の詳細を記載させ、2階層以上の建物は、その名称（ビル名等）、階層、号室まで明記させること。

ただし、号室がなく、かつ、その階層の全体を営業所としない場合は「〇階の一部」と記載させること。

イ 氏名については、戸籍等による正確なものを記載させるとともに、振り仮名を付させることとし、日本国籍を有しない者で異名（日本名）のある場合は双方を記載させること。

ウ 客に飲食物を提供する営業については、食品衛生法に基づく飲食店営業許可の名義人と申請者とが同一人物であることを確認すること。

なお、申請者と飲食店営業許可名義人が異なるものについては、無許可営業や名義貸し事犯に発展するおそれがあるので、名義が異なる理由を十分に調査し、両営業の名義人が同一となるよう指導すること。

(2) 営業方法を記載した書類

業態に応じ、営業行為の方法について個々具体的に記載させること。

(3) 営業所の使用権原を疎明する書類

ア 賃貸の場合は、所在地、構造、使用部分、及び使用目的を記載した使用承諾書又は賃貸契約書の写しを提出させること。

イ 自己所有の場合は、登記簿謄本又は登記事項証明書等の自己所有であることを明らかにする資料を添付させること。

(4) 営業所の平面図

ア 縮尺は、おおむね50分の1から100分の1までとさせること。

イ 客室部分のほか、事務室、調理室、居室、更衣室、便所等を具体的に記入させ、それぞれの出入口、開閉部、隔壁等を明示させるほか、営業所の総面積、客室面積及び面積の根拠となる計算式又は面積を計算できる寸法を記載させること。

ウ 一見して客室部分と分かるように客室部分を朱線やマーカー等で囲み、カウンター、テーブル、椅子、つい立て、遊技機等については、その位置を記載させること。

エ 平面図と照明等の位置図は各別の用紙に記載させること。

(5) 営業所周囲の略図

営業所周囲の略図は、当該営業所敷地から半径約150メートルの範囲とし、条例第3条に規定する保全対象施設（学校（大学を除く。））、図書館、児童福祉施設及び病院）の有無が分かるものとするほか、一般住宅等についても明記させること。

なお、略図右上白部に都市計画法に基づく用途地域を記入させ、市町役場発行の用途地域証明書を添付するよう指導すること。

(6) 誓約書

法人の役員の手記の誓約書については、連名を可能とする。

(7) 法人の定款

ア 風俗営業を営む旨が明記されていることを確認し、明記されていない場合は、

目的外行為に係る総会議事録等を添付させること。

イ 写しの場合は、原本証明の記載をさせること。

(8) 住民票

本籍又は国籍の記載があり、個人番号の記載がないものを添付させること。

また、日本国籍を有しない者で異名（日本名）の記載を希望する場合又は旧姓の併記を希望する場合は、異名や旧姓が記載されたものを添付させること。

(9) 密接な関係を有する法人に関する書面

法第4条第1項第7号イからハに掲げる法人があるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名を記載した書面を提出させること。

規則第6条の3各項第3号中の「緊密な関係がある」か否かの判断は、両者の関係が形成された経緯、両者の関係状況の内容、両者の過去の議決権の行使の状況、両者の商号の類似性等を踏まえること。

また、許可の後、立入りなどにより、密接な関係にある法人の存在又は法人に変更があったことを新たに把握した場合には、風俗営業者に対して報告又は資料の提出を求めること等によって法第4条第1項第7号に該当しないか調査すること。

(10) 株主名簿

申請者が株式会社である場合は、株主名簿の写し（様式指定なし）を添付させること。

3 許可申請に対する審査

所轄警察署長は、許可等事務担当者その他の職員に次の調査を行わせるものとする。

なお、調査により申請内容が許可基準に抵触することが判明した場合は、主管課長と協議した後、申請者に申請の取下げ又は是正を指導するものとする。

(1) 申請書及び添付書類の審査

申請書の記載状況及び添付書類の有無を確認すること。

なお、申請者自身（法人の場合は、法人役員のうちいずれかの者）が管理者を兼任する場合は、管理者に係る添付書類のうち、申請者に係る添付書類と重複するものの提出を免除するので注意すること。

(2) 身上調査

申請者（法人の場合は、当該法人及びその役員全員を含む。）及び管理者に係る司法処分歴又は行政処分歴等の許可基準に抵触していないか関係機関又は関係課へ照会すること（以下、相続、合併若しくは分割に係る承認申請又は変更届出（法人役員の追加若しくは交替又は管理者の交替の場合に限る。）の受理時に同じ。）。

(3) 現場調査

現場調査により、当該営業所の構造又は設備が、規則第7条に規定する技術上の基準に適合することを確認すること。

(4) 業務集約警察署における運用

(2)の身上調査及び(3)の現場調査は主管課で行うものとする。

4 建築及び消防関係行政庁との連携

申請に係る営業所が3階建て以上の建物内にある場合は、警察、消防及び建築の各行政機関の間で取り交わした「風俗営業の許可等に伴う関係行政機関の連携に関する

申し合わせ」に基づき、必要な連携を行うこと。

5 上申手続等

(1) 所轄警察署長の措置

所轄警察署長は、審査の結果、許可相当と認める場合は、風俗営業許可等上申書（別記様式第6号）に身上調査結果及び当該許可申請の関係書類一式を添え、警察本部長に上申するものとする（警察本部長に対する上申又は報告は主管課長を経由して行うこと。以下同じ。）。

ただし、業務集約警察署については、警察本部長への上申は、主管課長が行うものとする。

(2) 風俗営業許可等上申書の記載要領

ア 営業種別は、法第2条に基づく種別を記載し、括弧内に業態を記入すること。

イ 営業所所在地は、地番の詳細を記載し、建物名、階層、号室まで記入すること。

(3) 主管課長の措置

主管課長は、風俗営業許可等上申受理簿（別記様式第7号）に上申内容等を記載して審査し、許可を決定した場合は、許可の通知に併せて当該風俗営業許可等上申書以外の関係書類を所轄警察署長に返還するものとする。

6 許可の決裁後の措置

(1) 許可証作成時の留意事項

日本国籍を有しない営業者が、日本名での記載を望む場合は、日本名で記載し、許可証の裏面に本名を記載するものとする。

また、旧姓の併記を希望する場合は、氏名の横に旧姓を記載（記載例：生安太郎〔保安太郎〕）するとともに、許可証の最下部に「（備考）氏名欄の括弧内は旧姓を使用した氏名」と記載するものとする。

(2) 許可番号の管理

許可番号は、原則として、営業種別を問わず主管課長が管理する警察署ごとの一連番号に石川県公安委員会の略称としての「石公」と警察署の頭文字等を冠したものとし、欠番が生じても補填しないものとする。

(3) 管理者証の交付

許可申請時に提出された管理者の顔写真2枚のうちの1枚を使用して管理者証を作成して営業者に交付し、残りの1枚を台帳に貼付しておくものとする。

また、旧姓の併記を希望する場合は、氏名の横に旧姓を記載（記載例：生安次郎〔保安次郎〕）するとともに、管理者証の裏面に「氏名欄の括弧内は旧姓を使用した氏名」と記載するものとする。

7 許可基準に抵触する場合の措置

(1) 不許可処分の上申

所轄警察署長は、許可基準に抵触する者が当該許可申請の取下げ指導に応じない場合は、不許可等処分上申書（別記様式第8号）に許可基準の抵触に関する資料を添え、警察本部長に上申するものとする。

(2) 不許可等通知書の交付等

主管課長は、不許可が決定した場合は、不許可等通知書（別記様式第9号）を作

成し、所轄警察署長を経由して当該申請者に交付するものとし、所轄警察署長は、受領書（別記様式第 10 号）を徴収して主管課長に送付するものとする。

(3) 業務集約警察署における運用

(1) の警察本部長への不許可等の処分の上申並びに(2)の不許可等通知書の交付及び受領書の徴収は、主管課長が行うものとする。

8 条件の付与

(1) 条件付与に係る報告

所轄警察署長は、許可上申の際に許可に条件を付与する必要があると認める場合は、その旨を記載した報告書を添付するものとし、許可後に周囲の事情等の変化により条件を付与する又は条件を解除する必要があると認めた場合についても、警察本部長に報告するものとする。

(2) 条件付与通知書の交付等

主管課長は、許可に条件を付与することが決定した場合は、条件付与通知書（別記様式第 11 号）を作成し、所轄警察署長を経由して営業者に交付するものとし、所轄警察署長は、受領書を徴収して主管課長に送付するものとする。

(3) 条件の記載要領

許可証の裏面に条件及び付与年月日を記載し、公印を押印するものとする。

(4) 業務集約警察署における運用

(1) の警察本部長への条件付与等の報告並びに(2)の条件付与通知書の交付及び受領書の徴収は、主管課長が行うものとする。

第 4 風俗営業に係るその他の申請又は届出等

受理、審査、上申手続等及び許可基準に抵触する場合の措置等については、前記第 3（風俗営業）に準じるほか、次によるものとする。

1 相続、法人の合併又は法人の分割承認申請

(1) 相続承認申請に係る留意事項

ア 被相続人の死亡日は、死亡診断書又は除籍簿等の公文書により確認すること。

イ 現場調査により営業所に変更を加えていないか確認すること。

ウ 営業所の所在地が条例に規定する営業制限地域に該当している場合で、個人の許可に係る営業所については、その営業実態を把握するとともに、時機を捉えて相続承認申請手続について指導しておくこと。

(2) 法人の合併又は分割承認申請に係る留意事項

ア 承認前に法人の合併又は分割の効力が生じた場合は、当該法人に対する従前の許可はその時点で失効し、承認することができなくなるため、当該申請は法人の合併又は分割の登記の前に十分な時間的余裕をもって行うよう指導教示するとともに、迅速な処理に努めること。

イ 申請は、次の法人によりなされているか確認すること。

(ア) 合併 合併する法人の連名

(イ) 新設分割 分割する風俗営業者たる法人

(ウ) 吸収分割 分割する風俗営業者たる法人と風俗営業を承継する法人の連名

(3) 承認の決裁後の措置

ア 承認の通知は、承認通知書（別記様式第 12 号）を使用するものとする。

イ 相続にあっては、承認後遅滞なく、法人の合併又は分割にあっては、合併又は分割完了後遅滞なく、旧許可証と引き替えに承認後の内容に書き換えた許可証を交付することとなるが、書換えに係る手数料は徴収できないので注意すること。

ウ 法人の合併又は分割の場合は、その手続完了後、当該事実について登記事項証明書を持示させて確認するか、法務局に照会して確認すること。

エ 相続、法人の合併又は分割に伴う管理者の変更の有無について確認すること。

2 構造、設備又は遊技機に係る変更承認申請

(1) 留意事項

ア 承認は警察署長の専決事項であるが、不承認は公安委員会の決裁事項である。

イ 府令第 2 条に規定する「軽微な変更」は、変更承認申請ではなく、変更届出の対象となるが、その判断は慎重に行うこと。

ウ 事前承認を受けなければ、営業の用に供することができない旨を風俗営業者に教示すること。

エ 営業所の同一性が失われる場合は、新規許可申請の対象となるので、大規模な変更と認められる場合は、主管課長と協議すること。

オ 遊技機に係る変更承認申請の受理に当たっては、当該遊技機が検定又は認定の有効期間内のものであり、保証書の有効期間内の申請であることを確認すること。

なお、当該有効期間経過後の遊技機については、検定通知書又は認定通知書の写しを添付資料としての変更承認申請ができないことに留意すること。

(2) 承認の決裁後の措置

承認の通知は、承認通知書（別記様式第 13 号）を使用するものとする。

3 特例風俗営業者に係る認定申請

(1) 留意事項

ア 法第 10 条の 2 第 1 項に規定する各要件に該当しているか確認すること。

イ 現場調査により営業所に変更を加えていないか確認すること。

(2) 認定証番号の管理

認定証番号は、主管課長が管理する一連番号とし、欠番が生じても補填しないものとする。

4 遊技機の認定申請

(1) 申請時期に関する指導等

所轄警察署長は、平素から営業者に対し、認定を希望する遊技機がある場合は、当該遊技機の検定有効期間満了の 30 日前を目安とし、かつ、保証書の有効期間内に、速やかに認定申請書を提出するよう指導すること。

(2) 審査及び上申手続

所轄警察署長は、当該遊技機の検査後、遊技機認定上申書（別記様式第 14 号）に当該認定申請書及び添付書類を添え、警察本部長に上申するものとする。

ただし、業務集約警察署については、当該遊技機の検査及び警察本部長への上申を主管課で行うため、認定申請書及び添付書類の受理後、速やかに当該書類を主管課に送付すること。

5 その他の申請又は届出

(1) 許可証の書換申請に係る留意事項

- ア 従前の許可証を提出させ、主管課長に新たな許可証の作成を依頼すること。
- イ 交付する許可証には許可年月日を記載するものとする。

(2) 許可証の再交付申請に係る留意事項

- ア 台帳で許可事実を調査し、許可事実がある場合は、主管課長に新たな許可証の作成を依頼すること。
- イ 交付する許可証には許可年月日を記載し、裏面に再交付年月日と再交付回数を記載するものとする。

(3) 返納理由書の受理に係る留意事項

- ア 許可証の返納理由及び返納義務者であることを確認すること。
- イ 紛失等のため、許可証を返納できない場合は、てん末書を提出させること。

(4) 特例風俗営業者による構造又は設備の変更届出

特例風俗営業者による構造又は設備の変更（遊技機の増設、交替その他の変更で承認を要する場合を除く。）については、法第9条第5項の規定により変更届出で足りるので注意すること。

6 変更内容が許可基準に抵触する場合の措置

調査の結果、許可基準に抵触することが判明した場合は、原則、営業者にその旨を教示の上、再度、変更届出を行わせることとし、法第8条に基づき、許可の取消しを適用する場合は、事前に主管課長と協議するものとする。

7 管理者の解任勧告

(1) 解任勧告の上申

所轄警察署長は、風俗営業所の管理者の解任勧告が必要と認めるときは、管理者解任勧告上申書（別記様式第15号）に資料を添え、警察本部長に上申すること。

(2) 管理者解任勧告書の交付等

主管課長は、管理者の解任勧告が決定した場合は、管理者解任勧告書（別記様式第16号）を作成し、所轄警察署長を経由して営業者に交付するものとし、所轄警察署長は、受領書を徴収して主管課長に送付するとともに、営業者に対し、新たな管理者の選任について指導するものとする。

第5 特定遊興飲食店営業

1 特定遊興飲食店営業に係る留意事項

(1) 接待の有無、照度、深夜営業の有無、酒類提供の有無及び遊興をさせる行為の有無に応じて営業種別が分類され、更に営業性の有無に応じて許可の要否を検討すること。

(2) 営業が可能な場所は、次のいずれかの場所とする。

- ア 条例に規定する営業所設置許容地域内にあること。
この場合、保全対象施設に留意すること。

イ 規則第76条に規定するホテル等内適合営業所の基準に適合していること。

(3) 申請者に対し、当該営業所の所在地が営業の不可能な場所に該当していないこと、申請者が法第4条第1項各号に規定する許可の基準に抵触していないこと及び当

該営業所の構造設備が規則第 75 条に規定する技術上の基準に適合することを確認し、そのいずれかに抵触する場合は、許可できない旨及び手数料の返還ができない旨を告げること。

- (4) 特定遊興飲食店営業に係る許可等の上申については、風俗営業許可等上申書中の「風俗営業」を「特定遊興飲食店営業」に改めて使用するものとし、受理、審査、上申手続等及び許可基準に抵触する場合の措置については、前記第 3（風俗営業）及び第 4（風俗営業に係るその他の申請又は届出等）に準ずるものとする。

2 許可番号の管理

許可番号は、主管課長が管理する一連番号とし、欠番が生じても補填しないものとする。

第 6 性風俗関連特殊営業

1 性風俗関連特殊営業に係る留意事項

- (1) 店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型性風俗特殊営業の受付所営業の開始届出をしたい旨の申出があった場合は、当該営業所又は受付所の所在地が、法又は条例に規定する営業の禁止区域又は禁止地域に該当していないか最優先で確認し、該当するときは、申出者に対し、その旨を説明すること。

上記の説明をしたにも関わらず、届出の意思を明確にした場合、所轄警察署長は、当該届出を受理することとなるが、そのときは、不許可等処分上申書に資料を添え、警察本部長に上申すること。

主管課長は、店舗型性風俗特殊営業届出確認書（規則別記様式第 21 号）又は無店舗型性風俗特殊営業届出確認書（規則別記様式第 25 号）の不交付が決定した場合は、届出確認書不交付通知書（規則別記様式第 22 号）を作成し、所轄警察署長を経由して届出者に交付するものとし、所轄警察署長は、受領書を徴収して主管課長に送付するものとする。

ただし、業務集約警察署については、警察本部長への届出確認書不交付による不許可等処分の上申並びに届出確認書不交付通知書の交付及び受領書の徴収は、主管課長が行うものとする。

- (2) 既得権で営業中の店舗型性風俗特殊営業から営業所の構造（個室）及び設備の変更に係る相談を受理したときは、当該変更に伴う既得権の消滅の可能性について、主管課長と協議して対応すること。
- (3) 既得権で営業中の法人の店舗型性風俗特殊営業から役員の総入れ替え等に係る変更届出がなされた場合は、将来的に改築等の工事を敢行する可能性を踏まえ、改築等の工事により既得権が消滅する可能性がある旨を告げておくこと。
- (4) 既得権で営業中の法人の店舗型性風俗特殊営業から変更届出の添付資料として登記事項証明書が提出された場合は、法人設立年月日等を確認し、別の法人に替わっていないか確認すること。
- (5) 無店舗型性風俗特殊営業又は無店舗型電話異性紹介営業の開始届出をしたい旨の申出があった場合は、ほかの都道府県に届出していないか最優先で確認すること。
また、聞き取りにより、届出者本人の営業であることを確認し、事務所の実態を確認するなど、虚偽の届出を受理することのないよう十分配慮すること。

- (6) 公安委員会の管轄区域を異にして事務所の所在地を変更する場合は、変更後の所在地を管轄する公安委員会に変更届出書を提出すれば足りることに留意すること。
- (7) 県内において、警察署の管轄区域を異にして事務所の所在地を変更する場合は、変更後の所在地の所轄警察署長が変更届出書を受理することとなるが、その場合、変更前と変更後の所轄警察署間で連絡を密にし、変更前の所轄警察署長は変更後の所轄警察署長に開始届出書等及び添付書類を送付するとともに、監査等に備えて、それらの写しを一定期間保管すること。
- (8) 法令の規定に基づき変更届出を要する事項に関して変更届出がなされた場合は、当該変更事項が届出確認書の記載事項に該当しなくても、手数料を徴収し、新たに届出確認書を作成する必要があるが、変更届出を要しない事項に関して変更届出がなされた場合は、それらの措置が不要であることに留意すること。

2 届出確認書番号の管理

届出確認書番号は、主管課長が管理する一連番号とし、欠番が生じても補填しないものとする。

3 標章除去申請の受理

申請の受理に当たっては、風俗営業の許可申請に準じて審査するものとする。

4 無店舗型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業に係る違法広告物に対する警察職員による除却要領

- (1) 除却処分の対象物は、はり紙、はり札又は立看板に該当する違反広告物であって、容易に取り外すことができるものに限るので留意すること。
- (2) 違反広告物を発見した際は、主管課長に速報し、除却の指示を受けること。
- (3) 除却した違反広告物は、所轄警察署において1か月間保管した後、廃棄すること。
- (4) 除却及び廃棄の状況については、除却・処分報告書（別記様式第17号）により、警察本部長に報告すること。

第7 深夜における酒類提供飲食店営業

1 深夜における酒類提供飲食店営業に係る留意事項

- (1) 深夜における酒類提供飲食店営業の開始届出をしたい旨の申出があった場合は、当該営業所の所在地が、条例に規定する営業制限地域に該当していないか最優先で確認すること。
- (2) 届出者の営業が風俗営業又は特定遊興飲食店営業に該当しないことを営業者等に対して十分聞き取り等を行い、それらの営業に当たると認められるものについては許可に係る要件を充足することを前提として、許可の取得を指導するなど、届出を隠れみのにした無許可営業者の排除に留意すること。
- (3) 深夜における酒類提供飲食店営業に係る開始届出は、ほかの警察署の管轄区域の営業所に係る同時届出は認められないことに留意すること。

2 建築及び消防関係行政庁との連携

届出に係る営業所が3階建て以上の建物内にある場合は、風俗営業の許可申請時の審査に準じ、建築及び消防関係行政庁と必要な連携を行うこと。

第8 立入り等

1 報告又は資料提出の要求

法第 37 条第 1 項の規定に基づく報告又は資料提出の要求は、次のとおり行うこと。

- (1) 要求する内容は、法の目的の範囲内であり、かつ、当該営業に関する指導監督に必要な事項に限ること。
- (2) 要求の手続は、報告・資料提出要求書（別記様式第 18 号）を使用し、対象者には、報告・資料提出書（別記様式第 19 号）により報告又は資料提出を行わせること。
なお、提出物を返還するときは、別途受取書を徴収しておくこと。
ただし、業務集約警察署については、報告又は資料提出の要求手続は、主管課で行うものとする。
- (3) 要求は、原則、1 事案につき 1 回とすること。ただし、期限内に報告がない場合又は資料提出がない場合若しくは内容が不明確な場合は、再度要求し、指導監督の徹底を図ること。

2 立入り

- (1) 法第 37 条第 2 項の規定に基づく立入りは、風俗営業等の実態を把握し、その他法定義務の遵守状況を調査することを目的とする。
- (2) 実施上の留意事項
 - ア 生活安全部門の警察官及び警察職員又はその指示監督を受けた者が行うこと。
 - イ 立入り用身分証明書を携帯し、これを関係者に提示すること。
 - ウ 営業時間中に行うこと。
 - エ 犯罪捜査のために認められているものではないことを認識すること。
 - オ 関係者に対する言動には十分注意すること。
 - カ 営業所の責任者又はこれに代わるべき者の立会いを得て行うこと。
 - キ 生活安全担当課長は、立入り実施者に対する事前教養を徹底するとともに、立入りチェックポイント票（別記様式第 20 号）を活用するなどして、違反行為を看過するような立入りが行われないよう十分配慮すること。
 - ク 立入り開始時に営業者に対して、取消処分該当する違反があった場合の流れについて以下の説明を行うこと。
 - (ア) 立入りの日から 10 日を経過する前に許可証を返納すれば欠格事由に該当する可能性があること。
 - (イ) 聴聞決定予定日の通知が行われた場合、当該聴聞決定予定日までの間に許可証を返納すれば欠格事由に該当する可能性があること。
 - (ウ) 風俗営業の廃止（許可証の返納）について相当な理由がある場合は許可証を返納しても欠格事由に該当しないが、当該理由の疎明は風俗営業者において行うこととなること。
- (3) 違反を確認して行政処分を予定する場合は、現場での参考人の確保、報告書等の書面及び図面の作成、了解を得ての写真撮影による証拠保全を確実に実施すること。
- (4) 立入りを実施した場合は、立入り実施結果報告書（別記様式第 21 号）により警察署長に報告すること。
- (5) 業務集約警察署については、原則、立入りは主管課で行うものとするが、業務集約警察署において行うことを妨げるものではない。なお、主管課が立入りを実施し

た場合は、(4)の立入り実施結果報告書により主管課長に報告すること。

第9 行政処分

1 行政処分の上申

警察署長は、法に基づく行政処分を行う必要がある法令違反行為を認知した場合は、行政処分上申書(別記様式第22号)に資料を添え、警察本部長に上申するものとする。

なお、指示処分が相当と認められる法令違反行為の場合で、当該違反発覚の端緒が現認であり、違反態様が典型的かつ明白なときの資料については、指示処分対象事案報告書(別記様式第23号)に替えることができる。

2 聴聞及び弁明の機会の付与

行政処分を行う場合は、法第41条に規定する聴聞の特例、行政手続法及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則に基づき行うものとし、警察署長は、公安委員会から発せられた聴聞通知書又は弁明通知書を当該営業者に交付するものとする。ただし、指示処分の場合で指示内容が技術的な基準に従うべきことを命ずるものについては、弁明の機会の付与を省略することができる。

なお、警察署長は、当該営業者から弁明書の提出期限までに応答がなかった場合は、その旨を書面で警察本部長に報告すること。

また、法第4条第1項第8号ロの規定(法第31条の23において準用する場合を含む)による聴聞決定予定日を通知するときは、法第37条第2項の規定による風俗営業の営業所への立入りが行われた日(以下、「立入日」という。)から10日以内に、立入日から起算して90日以内の特定の日を通知するものとし、聴聞決定予定日の通知及び通知書(風俗営業者に対しては別記様式第24号、特定遊興飲食店営業者に対しては別記様式第25号)の交付は主管課長が行う。

3 処分の執行

行政処分の執行手続は、不利益処分規程の定めるところによるものとする。

4 処分に対する所轄警察署長の処理

- (1) 処分が風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に係る取消処分の場合は、法第10条第1項に基づいて処理し、営業停止処分の場合は、所轄警察署長が当該停止期間中において許可証又は届出確認書を保管すること。
- (2) 台帳の所定の欄に処分内容を記載しておくこと。
- (3) 性風俗関連特殊営業を営む者に対し営業停止を命ずる場合の標章の貼り付けは、処分執行の初日に、営業者等を必ず立ち会わせて、警察官2名以上で行うこと。
- (4) 処分の執行結果をおおむね1か月以内に確認し、行政処分結果確認報告書(別記様式第26号)により警察本部長に報告すること。

5 関係警察署長等への通報等

(1) 県内のほかの警察署管内の営業所等に係る事案

警察署長は、認知した処分対象事案が県内のほかの警察署管内の営業所等に係る事案の場合は、法令違反通報書(別記様式第27号)に行政処分の上申に準じた資料を添え、当該営業所等の所轄警察署長に送付するものとする。

なお、この場合は、送付を受けた警察署長が行政処分を上申するものとする。

(2) ほかの都道府県内の営業所等に係る事案

警察署長は、認知した処分対象事案がほかの都道府県内の営業所等に係る事案の場合は、警察本部長に報告するものとし、ほかの都道府県公安委員会への通報は、主管課長が行うものとする。

(3) 関係する警察署、都道府県公安委員会又は所轄庁への処分結果の通知

主管課長は、行政処分を執行した場合で、当該営業者に関係する警察署又は都道府県公安委員会が存在するときは、速やかに行政処分を執行した旨を通知するものとし、また法第 42 条に該当する営業停止処分が決定したときは、速やかに当該営業の所轄庁へ通知するものとする。

6 法第 8 条第 3 号及び第 4 号に基づく営業許可の取消しに係る運用上の留意事項

許可取得者が正当な事由がないのに引き続き 6 月以上営業を営んでいない状態、又は廃業手続を行わずに 3 月以上所在不明となった状態で、当該営業所を使用する新たな許可申請がなされた場合に、当該営業所に対して許可をすることは、いわゆる同一営業所に対する二重許可となる。

当該行為は違法ではないものの、法第 8 条の趣旨により、公安委員会が実態のない許可に対する取消処分を怠る結果となるので、把握した実態のない営業所に対しては許可証の返納指導又は取消処分を適正に行うこと。

7 業務集約警察署における運用

1 の行政処分の上申、2 の聴聞通知書又は弁明通知書の交付、4 の営業停止処分の許可証の保管及び行政処分結果確認報告書による報告並びに 5 の法令違反通報書の所轄警察署への送付は、主管課長が行うものとする。

第 10 報告

旅館業法・公衆浴場法に基づく行政処分該当者報告

警察署長は、旅館業法又は公衆浴場法に基づく許可営業者を検挙した場合で、知事に対して行政処分を求める必要があるときは、旅館業法・公衆浴場法に基づく行政処分該当者の報告書（別記様式第 28 号）により、警察本部長に報告すること。

ただし、業務集約警察署については、警察本部長への報告は主管課長が行うものとする。

別記様式第1号（第2関係）

営業者台帳
(風俗営業、特定遊興飲食店営業)

許可番号			
許可年月日		返納年月日	
営業種別			
営業所	名称		
	所在地 電話番号		
営業者	法人	所在地 名称	電話番号
	個人(代表者)	本(国)籍 住所 氏名 生年月日	電話番号
管理者	本(国)籍 住所 氏名 生年月日	電話番号	
用途地域等		許可時：	現在：
許可条件			
特例認定		認定年月日：	認定証番号：
備考			

別記様式第3号（第2関係）

営業者台帳

（無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業）

確認書番号			
営業開始 届出年月日		営業廃止 届出年月日	
営業種別			
営業者	法人	所在地 名称	電話番号
	個人 （代表者）	住所 氏名 生年月日	電話番号
事務所	名称 所在地 電話番号		
広告・宣伝呼称 受付電話番号等 受付所・待機所		別添「届出確認書」の写しに記載のとおり（順次、編てつ）	
行政処分歴			
備考			

別記様式第4号（第2関係）

営業者台帳
(深夜における酒類提供飲食店営業)

一連番号			
営業開始 届出年月日		営業廃止 届出年月日	
業態			
営業所	名称 所在地 電話番号		
	法人	所在地 名称 電話番号	
営業者	個人 (代表者)	住所 氏名 生年月日 電話番号	
	用途地域等	開始届出時： 現在：	
行政処分歴			
備考			

別記様式第6号（第3、第4、第5関係）

第 号
年 月 日

石川県警察本部長 殿

長

風 俗 営 業 許 可 等 上 申 書

下記について、別添のとおり、風俗営業の許可等に係る申請があったので上申します。
なお、書類審査及び営業所調査の結果、許可等しても支障ないものと認められる。

記

申 請 内 容 風俗営業（ 号 ）
許可（相続・法人の合併・法人の分割・特例営業者の認定）

営業所の所在地

営業所の名称

申 請 者 の
氏名又は名称

（警察本部決裁用） 別添申請書等について審査した結果、許可等の基準に適合しており、 許可・承認・特例認定してよろしいかお伺いします。	
申 請 受 理 日	年 月 日
決 裁 （ 許 可 日 ）	年 月 日（処理日数 日間）
許 可 番 号	石公 第 号
許 可 の 連 絡	年 月 日 発信者 受信者

別記様式第6号（裏面）

添付書類及び審査項目等			資料番号
共通	許可等の申請書	適・否	
	営業方法を記載した書面	適・否	
	使用権原疎明資料	適・否	
	営業所の平面図、周囲の略図	適・否	
申請者	定款（法人の場合のみ）	適・否	
	登記事項証明書（法人の場合のみ）	適・否	
	密接な関係を有する法人に関する書面（法人かつ存在する場合のみ）	適・否	
	株主名簿の写し（法人かつ株式会社の場合のみ）	適・否	
	住民票の写し（法人の場合は役員全員）	適・否	
	身分証明書（法人の場合は役員全員、外国人は不要）	適・否	
	誓約書【欠格事由不該当の旨】（法人の場合は法人用と役員全員）	適・否	
	未成年者の場合は法定代理人等の書面	適・否	
管理者	住民票の写し	適・否	
	身分証明書（外国人は不要）	適・否	
	誓約書【誠実に業務を行う旨】【欠格事由不該当の旨】	適・否	
	※ 申請者又は法人役員が管理者を兼ねる場合は、誓約書のみで足りる。		
その他	4号ぱちんこ屋等の許可申請の場合は、追加書類として 検定通知書の写し	適・否	
	遊技機の保証書、等	適・否	
照会・調査	人的要件の適合性	適・否	
	構造・設備の基準の適合性	適・否	
	場所的要件の適合性 用途地域（ ）・保全対象施設（有・無） ※ 特定遊興飲食店営業の場合 （営業所設置許容地域・ホテル等内適合営業所）	適・否	
	遊技機基準の適否	適・否	
	調査年月日 年 月 日 調査者 官職 氏名		

（注）「資料番号」欄には、「適・否」を判断する根拠となった資料番号を記入し、当該資料には当該資料番号を付した付箋を貼付する等の方法により、決裁時に幹部が効率的に資料を確認できるようにすること。

- 参考
- 飲食店営業許可 有り・（ 営業申請中）・ 無し
 - 旅館営業 有り・（ 営業申請中）・ 無し
 - （連携対象建築物の場合）
 - 建築基準法違反 無し ・ 有り（ ）
 - 消防法違反 無し ・ 有り（ ）

別記様式第8号（第3、第4、第5、第6関係）

第 年 月 日 号	
石川県警察本部長 殿	
長	
不 許 可 等 処 分 上 申 書	
年 月 日付けの下記申請（開始届出）については、次の理由により不許可（不承認、不認定、届出確認書不交付）が相当と認められるので上申します。	
申 請 等 の 種 別	<input type="checkbox"/> 風俗営業許可申請 <input type="checkbox"/> 特定遊興飲食店営業許可申請 <input type="checkbox"/> 相続承認申請 <input type="checkbox"/> 法人の合併承認申請 <input type="checkbox"/> 法人の分割承認申請 <input type="checkbox"/> 構造又は設備（遊技機）の変更承認申請 <input type="checkbox"/> 特例営業者の認定申請 <input type="checkbox"/> 遊技機の認定申請 <input type="checkbox"/> 性風俗関連特殊営業の営業開始届出
申請者又は届出者	
営業所の所在地	
営業所の名称	
不許可等の処分が相当と認める理由	
備 考	

第 号
年 月 日

殿

石川県公安委員会

不許可等通知書

年 月 日付けで申請のあった下記申請については、次の理由により、許可（承認、認定）しないことに決定したので通知する。

申請の種別	
申請者	
営業所の所在地	
営業所の名称	
許可等をしない理由	
備考	

不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、裏面に記載のとおりです。

（裏面）

<p>不服申立て及び取消訴訟に関する教示</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>
--

別記様式第10号（第3、第4、第5、第6関係）

年 月 日

石川県公安委員会 殿

住所

氏名

受 領 書

- 営業許可申請に係る不許可通知書（ 年 月 日付け第 号）
- 相続承認申請に係る不承認通知書（ 年 月 日付け第 号）
- 合併承認申請に係る不承認通知書（ 年 月 日付け第 号）
- 分割承認申請に係る不承認通知書（ 年 月 日付け第 号）
- 変更承認申請に係る不承認通知書（ 年 月 日付け第 号）
- 特例認定申請に係る不認定通知書（ 年 月 日付け第 号）
- 条件付与通知書（ 年 月 日付け第 号）
- 管理者解任勧告書（ 年 月 日付け第 号）
- 届出確認書不交付通知書（ 年 月 日付け第 号）

上記の書類を確かに受領しました。

石川県公安委員会指令生企第 号
年 月 日

殿

石川県公安委員会

条件付与通知書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 3 条第 2 項（同法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり条件を付与するので通知する。

記

1 条件を付与する許可

2 条件

[Redacted area]

3 条件を付与する理由

不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、裏面に記載のとおりです。

(裏面)

不服申立て及び取消訴訟に関する教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第 12 号（第 4、第 5 関係）

第 号
年 月 日

殿

石川県公安委員会

承 認 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった、下記営業所に係る による
許可営業者の地位の承継については、これを承認するので通知する。

許可営業者の地位を 承 継 す る 者	
営業所の所在地	
営業所の名称	
許 可 番 号	

別記様式第 13 号（第 4、第 5 関係）

第 号
年 月 日

殿

石川県公安委員会

承認通知書

年 月 日付けで申請のあった、下記営業所の に係る
変更承認申請については、これを承認するので通知する。

氏名又は名称	
営業所の所在地	
営業所の名称	
承認事項	
備考	

別記様式第 14 号（第 4 関係）

年 月 日

石川県警察本部長 殿

警察署長

遊 技 機 認 定 上 申 書

下記について、別添のとおり、遊技機の認定に係る申請があったので上申します。
なお、書類審査及び遊技機検査の結果、認定しても支障ないものと認められる。

記

営業所の名称

型 式 名

台

別記様式第 15 号（第 4、第 5 関係）

第 号
年 月 日

石川県警察本部長 殿

警察署長

管 理 者 解 任 勸 告 上 申 書

下記の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 24 条第 2 項第 2 号（同法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）に該当し、管理者として不相当と認められるので上申します。

営 業 所	営 業 種 別	
	所 在 地	
	名 称	
	営 業 者	
管 理 者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	年 月 日生
管理者として不相当と認めた理由		
備 考		

第 号
年 月 日

殿

石川県公安委員会

管理者解任勧告書

風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律第 24 条第 5 項（同法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり、管理者の解任を勧告する。

営 業 所	営 業 種 別	
	所 在 地	
	名 称	
	営 業 者	
管 理 者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	年 月 日生
解任を勧告する 理 由		
備 考		

別記様式第 17 号（第 6 関係）

第 号
年 月 日

石川県警察本部長 殿

警察署長

除 却 ・ 処 分 報 告 書

みだしについて下記のとおり報告する。

記

- 1 発見年月日 年 月 日 時 分ころ
- 2 設置場所
- 3 設置状況
- 4 広告主等
- 5 除去年月日 年 月 日 時 分ころ
- 6 処分年月日 年 月 日
- 7 広告物

※ 「広告物」欄には、広告物の形状・広告内容について記載するとともに、必要に応じて写真を貼付すること。

第 年 月 日
号

殿

石川県公安委員会

報 告 ・ 資 料 提 出 要 求 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 37 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり業務に関する報告・資料の提出を要求します。

報 告 事 項	
提出する資料内容	
報 告 期 日	
報 告 先	
備 考	

不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、裏面に記載のとおりです。

(裏面)

不服申立て及び取消訴訟に関する教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第 19 号（第 8 関係）

年 月 日

石川県公安委員会 殿

営業所所在地

名称

営業者名

報 告 ・ 資 料 提 出 書

年 月 日付で、要求されたみだしのことについては、別添のとおり、
当営業所の業務に関する報告・資料の提出をします。

なお、提出した資料については 返還 してください。
処分

備 考	
-----	--

別記様式第 20 号（第 8 関係）

立入りチェックポイント票

実施日（ ）

立入り対象：	対象業種					結果
	風俗営業	特定遊興	店舗型等	無店舗型	深夜酒類	
チェック事項						
客引きをしていないか。	○	○	○	×	○	適・否
客引きのために、立ちふさがり、つきまとっていないか。	○	○	○	×	○	適・否
時間外営業をしていないか。	○	○	A	×	×	適・否
騒音の基準に違反していないか。【条例】	○	○	×	×	○	適・否
出入口に年少者立入禁止表示はあるか。	○	○	○	×	×	適・否
出入口又は客室に施錠して営業していないか。【条例】	○	○	×	×	×	適・否
違法な広告又は宣伝がないか。	○	×	○	○	×	適・否
許可証が営業所の見やすい場所に掲示されているか。	○	○	×	×	×	適・否
料金を客が確認しやすい方法で表示してあるか。	○	×	×	×	×	適・否
従業者名簿を備え、住所、氏名、生年月日、採用年月日、従事する業務内容等が適正に記載されているか。	○	○	○	○	○	適・否
接客従業者の生年月日等（外国人は、国籍、在留期間及び在留資格等）が確認され、その記録が保存されているか。	B	○	○	○	○	適・否
管理者が選任されているか。また、変更はないか。	○	○	×	×	×	適・否
許可時の構造設備に変更はないか。	○	○	×	×	×	適・否
見通しを妨げる設備はないか。	○	○	×	×	○	適・否
照度の基準に違反していないか。	○	○	×	×	○	適・否
届出確認書を営業所又は事務所に備え付けているか。	×	×	○	○	×	適・否
18歳未満の者に接待をさせていないか。	○	×	×	×	×	適・否
18歳未満の者を客に接する業務に従事させていないか。	C	C	○	○	C	適・否
18歳未満の者を客として立ち入らせていないか。	D	D	○	○	E	適・否
20歳未満の者に酒、たばこを提供していないか。	○	○	○	○	○	適・否
卑わいな行為をしていないか。【条例】	○	○	×	×	×	適・否
料金について事実に相違する説明等をしていないか。	B	×	×	×	×	適・否
客の恋愛感情等に乗じて遊興又は飲食をさせていないか。	B	×	×	×	×	適・否
客の注文前に遊興又は飲食を提供していないか。	B	×	×	×	×	適・否
注文等又は料金の支払等のために客を威迫して困惑させていないか。	B	×	×	×	×	適・否
料金の支払等のために客に売春（海外売春含む）、性風俗店勤務、AV出演等を要求していないか。	B	×	×	×	×	適・否
異性の客に接触する役務を提供する業務に従事する者の紹介の対価として金銭等の提供（スカウトバック）をしていないか。	×	×	F	F	×	適・否

別記様式第 20 号（裏面）

備考

1 対象業種の略称について

特定遊興：特定遊興飲食店営業

店舗型等：店舗型性風俗特殊営業及び無店舗型性風俗特殊営業（1号）の受付所営業の部分

無店舗型：無店舗型性風俗特殊営業（1号）

深夜酒類：深夜における酒類提供飲食店営業

2 票中の記号について

A：ラブホテル等営業を除く。

B：接待飲食等営業に限る。

C：午後10時以降午前6時の間に限る。

D：5号ゲームセンター等営業及び特定遊興飲食店営業は、除外規定があるので注意

E：保護者同伴の場合を除く。

F：ソープランド、店舗型ファッションヘルス、派遣型ファッションヘルスに限る。

年 月 日

殿

立入り実施者

立入り実施結果報告書

実 施 日 時				
営 業 所 等	営 業 種 別			
	所 在 地			
	名称又は呼称			
	営 業 者 の 氏名又は名称			
	立入り時の 立会責任者	年 月 日生		
違 反 及 び 措 置	概 要			
	現 場 措 置	<input type="checkbox"/> 検挙（現行犯逮捕・任意捜査） <input type="checkbox"/> 招致指導（始末書） <input type="checkbox"/> 指導・警告		
	事後措置の 必 要 性	<input type="checkbox"/> 事件送致 <input type="checkbox"/> 指示処分 <input type="checkbox"/> 営業停止 聴聞決定予定日の通知の見込み <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
違 反 歴 (内 容)	検挙歴	回	行政処分歴	回
	始末書処分歴 回			
備 考				

別記様式第 22 号 (第 9 関係)

第 号
年 月 日

石川県警察本部長 殿

長

行政処分上申書 (取消し・営業停止・営業廃止・指示・措置命令)

営業者	住所又は 法人所在地	
	氏名又は名称 (法人代表者の氏名)	
許可年月日又は 開始届出年月日		
許可番号又は 届出確認書番号		
営業所等	営業種別	
	所在地	
	名称又は呼称	
適用法条		
違反事実の概要		
処分上の意見		

別記様式第 23 号 (第 9 関係)

										年 月 日
										官職 氏名
指 示 処 分 対 象 事 案 報 告 書										
営業者	住 所 又 は 法 人 所 在 地									
	氏名又は名称 (法人代表者の氏名)									
営業所等	営 業 種 別									
	所 在 地									
	名称又は呼称									
行為者	住 所							参 考 人 等		
	職 業 等 氏 名								年 月 日生	
対 象 と な る 違 反 事 実										
<p>営業者（管理者、従業者）の違反行為に対する申述及び署名（本人に記載させること。）</p>										
						年 月 日		時 分		営業者 管理者 従業員

第 号

聴 聞 決 定 予 定 日 通 知 書

年 月 日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第 37 条第 2 項に基づく立入りを実施した下記営業所に係る聴聞決定予定日（当該立入りの結果に基づき法第 26 条第 1 項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日）を以下のとおり通知する。

年 月 日

殿

石川県公安委員会

営業所の名称	
営業所の所在地	
聴聞決定予定日	年 月 日

備考 法第 4 条第 1 項第 8 号ロの規定により、上記の聴聞決定予定日までの間に許可証の返納をした場合（風俗営業の廃止について相当な理由がある場合を除く。）、当該返納の日から起算して 5 年を経過するまで風俗営業の許可を取得できないこととなります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 号

聴 聞 決 定 予 定 日 通 知 書

年 月 日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第 37 条第 2 項に基づく立入りを実施した下記営業所に係る聴聞決定予定日（当該立入りの結果に基づき法第 31 条の 25 第 1 項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日）を以下のとおり通知する。

年 月 日

殿

石川県公安委員会

営業所の名称	
営業所の所在地	
聴聞決定予定日	年 月 日

備考 法第 31 条の 23 において準用する法第 4 条第 1 項第 8 号ロの規定により、上記の聴聞決定予定日までの間に許可証の返納をした場合（特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある場合を除く。）、当該返納の日から起算して 5 年を経過するまで特定遊興飲食店営業の許可を取得できないこととなります。

備考 用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。

第 号
年 月 日

石川県警察本部長 殿

長

行政処分結果確認報告書

年 月 日付け、石川県公安委員会指令第 号による行政処分の結果を確認した状況は、次のとおりであるから報告する。

被処分者	住所又は法人所在地	
	氏名又は名称 (法人代表者の氏名)	
営業所等	所在地	
	名称又は呼称	
確認結果		
備考		

別記様式第 27 号 (第 9 関係)

		第 年 月 日
警察署長 殿		長
法 令 違 反 通 報 書		
営業者	住所又は法人所在地	
	氏名又は名称 (法人代表者の氏名)	
許可年月日又は開始届出年月日		
許可番号又は届出確認書番号		
営業所等	営業種別	
	所在地	
	名称又は呼称	
発覚の端緒		
適用法条		
違反事実の概要		
検挙年月日		
送致年月日等		
取扱者官職氏名		(警電)

別記様式第 28 号（第 10 関係）

第 号
年 月 日

石川県警察本部長 殿

長

旅館業法・公衆浴場法に基づく行政処分該当者の報告書

下記の者に対し、 法第 条に基づく行政処分が必要と認められるので報告する。
記

- 1 営業所の所在地
名称又は屋号
営業者の住所
氏名、生年月日
- 2 違反者の住所
氏名、生年月日
営業者との関係
- 3 発覚の端緒
罪名罰条
違反事実の概要
- 4 行政処分上の意見
- 5 検挙年月日
送致年月日
- 6 事件取扱者の
官職氏名
- 7 備 考